



山形県公報

平成22年3月31日(水)

号 外(6)

目 次

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例..... (税 政 課) ... 3

この号で公布された条例のあらまし

山形県県税条例の一部を改正する条例 (県条例第24号) (税政課)

1 不動産取得税

(1) 次に掲げる特例措置の適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。(附則第13条の8及び第13条の9関係)

イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年を経過した日に緩和する特例措置

ロ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置

ハ 認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置

(2) 農地保有合理化法人等が担い手農業者確保事業により取得する農地等に係る納税義務の免除措置等について、納税義務の免除措置等の期間を5年延長する特例措置を廃止することとした。(附則第14条の6関係)

2 自動車取得税

(1) 当分の間の措置として、自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を100分の5とすることとした。(附則第15条の2の2第1項関係)

(2) 環境への負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して、平成24年3月31日までの間の措置として講じられている税率の引下げの特例措置について、車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを追加することとした。(附則第15条の2の2第2項及び第3項関係)

(3) ディーゼル車で初めて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を延長することとした。(附則第15条の2の2第8項関係)

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えたものを平成22年8月31日までの間に取得した場合における税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1を控除した率とすることとした。

ロ 車両総重量が12トンを超えるディーゼル車及び車両総重量が3.5トン以下の乗用のディーゼル車に係る特例措置について、その適用期限を平成22年8月31日まで延長することとした。

ハ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のディーゼル車に係る特例措置について、その

適用期限を平成23年8月31日まで延長することとした。ただし、当該ディーゼル車の取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合の税率は、本特例措置の適用がないものとした場合の税率から100分の1を控除した率とすることとした。

- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車ですべて新規登録等を受けるもの以外の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり軽減対象を拡充した上、その適用期限を平成24年3月31日まで延長することとした。（附則第15条の2の2の3関係）

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値（以下「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないものについて、取得価格から30万円を控除することとした。

ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないものについて、取得価格から15万円を控除することとした。

3 軽油引取税

- (1) 当分の間の措置として、税率を1キロリットルにつき32,100円とすることとした。（附則第15条の2の4関係）
- (2) 揮発油税及び地方揮発油税の税率の特例の適用が停止される場合における軽油引取税の税率の特例の適用停止等の措置を講ずることとした。（附則第15条の2の5関係）

4 自動車税

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置について、軽減措置の見直しを行った上、次の措置を講ずることとした。（附則第15条の3第2項関係）

(1) 環境負荷の小さい自動車

平成22年度及び平成23年度に新車新規登録された電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないものについて、当該登録の翌年度に税率の概ね100分の50を軽減することとした。

(2) 環境負荷の大きい自動車

新車新規登録から一定の年数を経過した次の自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、それぞれ次の年度以後に税率の概ね100分の10を重課する特例措置を講ずることとした。

イ ガソリン車又はLPG車で平成11年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

ロ ディーゼル車その他のイに掲げる自動車以外の自動車ですべて平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

- 5 この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。

条 例

山形県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第24号

山形県県税条例の一部を改正する条例

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条中「郵便局」を「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者」に改める。

第38条中「郵便局」を「地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者」に改める。

附則第5条の4第1項第2号口中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改め、同号八中「及び」を「並びに」に、「から」を「及び第10条の2の2から」に改める。

附則第12条の2第2項中「で定める」を「に規定する」に、「同項の」を「県民税に関する」に改め、同条第3項中「第9条の6第1項」を「第9条の7第1項」に改める。

附則第13条の8第1項及び第2項中「で定める」を「に規定する」に、「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第13条の9中「平成22年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第14条の3第3項第1号及び第2号中「附則第7条第2項」を「附則第7条第1項」に改め、同条第5項中「附則第3条の2の27」を「附則第3条の2の21」に改める。

附則第14条の4第4項中「附則第11条第2項若しくは第22項」を「附則第11条第1項若しくは第13項」に改める。

附則第14条の6を削る。

附則第15条の2の2の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第1項中「この条」を「この条から附則第15条の2の2の3まで」に改め、「、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り」を削り、「100分の5」を「当分の間、100分の5」に改め、同条第2項中「若しくは第2号」を「、第2号若しくは第3号口」に、「第10項」を「附則第15条の2の2の3第1項」に、「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3」に改め、同条第3項第1号中「において「車両総重量」を「及び附則第15条の2の2の3において「車両総重量」に、「附則第4条の4第2項」を「附則第4条の5第1項」に改め、同号イ中「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3第1項第1号」に、「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第2項」に改め、同号八中「この条」を「この条及び附則第15条の2の2の3」に、「附則第4条の4第4項」を「附則第4条の5第3項」に改め、同項第2号中「第11項」を「附則第15条の2の2の3第2項」に改め、同条第4項中「附則第4条の4第5項」を「附則第4条の5第4項」に改め、同条第5項中「附則第4条の4第6項」を「附則第4条の5第5項」に改め、同項第1号中「附則第4条の4第7項」を「附則第4条の5第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に改め、同項第2号中「附則第4条の4第9項」を「附則第4条の5第8項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に改め、同条第6項中「附則第4条の4第11項」を「附則第4条の5第10項」に改め、同条第7項中「附則第4条の4第12項」を「附則第4条の5第11項」に、「附則第4条の4第13項」を「附則第4条の5第12項」に改め、同項第1号中「附則第4条の4第14項」を「附則第4条の5第13項」に改め、同号イ

中「附則第4条の4第15項」を「附則第4条の5第14項」に改め、同項第2号中「附則第4条の4第16項」を「附則第4条の5第15項」に改め、同号イ中「附則第4条の4第17項」を「附則第4条の5第16項」に改め、同条第8項中「、第10項又は第11項」を「又は附則第15条の2の2の3第1項若しくは第2項」に、「が平成22年3月31日」を「が平成22年8月31日(第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日)」に、「第1号」を「第1号又は第3号口」に、「100分の2(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1)」を「100分の1」に、「100分の2を、第3号」を「100分の2(当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1)を、第3号イ」に、「100分の1(当該取得が平成21年10月1日から平成22年3月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の0.5)」を「100分の0.5」に改め、同項第1号中「附則第4条の4第18項」を「附則第4条の5第17項」に、「同条第19項」を「同条第18項」に改め、同項第2号中「附則第4条の4第20項」を「附則第4条の5第19項」に、「同条第21項」を「同条第20項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

イ 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの(以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。)に適合するもの

ロ 車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

附則第15条の2の2第9項から第12項までを削り、同条の次に次の2条を加える。

(自動車取得税の免税点の特例)

第15条の2の2の2 自動車の取得が平成30年3月31日までに行われた場合における第115条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

(自動車取得税の課税標準の特例)

第15条の2の2の3 次に掲げる自動車(以下この項において「第1種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得(附則第15条の2の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第4条の6第1項に規定するもの(以下この項及び次項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得(附則第15条の2の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第113条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第4項に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

3 前2項の規定は、第117条第1項又は法第123条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6第6項及び第7項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

附則第15条の2の3第2項の表中「附則第12条の2の4第2項」を「附則第12条の2の7第2項」に改め、同条第3項の表中「附則第12条の2の4第4項」を「附則第12条の2の7第4項」に改める。

附則第15条の2の4を次のように改める。

(軽油引取税の税率の特例)

第15条の2の4 軽油引取税の税率は、第131条の規定にかかわらず、当分の間、1キロリットルにつき、32,100円とする。

附則第15条の2の4の次に次の1条を加える。

(揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止)

第15条の2の5 前条の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第89条第1項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第89条第2項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第124条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは第125条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第124条第6項の規定に該当するに至った場合における軽油引取税については、前項の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

附則第15条の3第1項中「で定める」を「に規定する」に、「第3項に」を「次項及び第3項に」に、「施行規則附則第5条第2項」を「同条第2項」に、「施行規則附則第5条第3項」を「同条第3項」に改め、「(次項において「電気自動車等」という。)」を削り、同項第1号中「平成9年3月31日」を「平成11年3月31日」に改め、同項第2号中「平成11年3月31日」を「平成13年3月31日」に改め、同条第2項の表以外の部分を次のように改める。

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の税率については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号及び次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天

然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するもの

- 口 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの（以下この号及び次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第4項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則附則第5条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。）
- (4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第5条の2第8項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの（次項及び第4項において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第10項に規定するもの

附則第15条の3第3項第2号イ中「道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号において「 α 」、「 β 」という。）」及び「同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第4項で定めるもの（以下この号において「 γ 」を削り、「同条第5項で定める」を「施行規則附則第5条の2第11項に規定する」に改め、同号口中「道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第6項で定めるもの（以下この号において「 δ 」及び「 ϵ 」という。）」を削り、「同条第7項で定める」を「施行規則附則第5条の2第12項に規定する」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第8項で定める」を「附則第5条の2第13項に規定する」に改め、同条第4項中「100分の110」を「100分の115」に、「附則第5条の2第9項で定める」を「附則第5条の2第14項に規定する」に、「第2項」を「前項」に、「平成18年4月1日から平成19年3月31日まで」を「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」に、「平成19年度分」を「平成22年度分」に改め、「当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り」を削り、同条第5項を削る。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の4第1項第2号口の改正規定は、同年6月1日から施行する。
（県民税に関する経過措置）
- 別段の定めがあるものを除き、改正後の山形県県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成21年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 α 号。以下「所得税法等改正法」という。）第18条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「旧租税特別措置法」という。）第9条の6第1項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当

該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

- 4 旧租税特別措置法第9条の6第1項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成22年12月31日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、改正前の山形県県税条例（以下「旧条例」という。）附則第12条の2第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第9条の6第1項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 号）附則第51条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第18条の規定による改正前の租税特別措置法第9条の6第1項」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 5 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

- 6 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

- 7 新条例第15条の2の3の規定は、施行日以後に新条例第124条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧条例第124条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

- 8 新条例附則第15条の3の規定は、平成22年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成21年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

平成22年 3月31日印刷
平成22年 3月31日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056